

# Business Partner office NEWS



## 法改正ニュース①

### — 育児・介護休業法の改正 — (令和4年10月1日～)

#### ◆産後パパ育休(出生時育児休業)の創設(※従来の パパ休暇は廃止)

##### 【対象期間・取得可能日数】

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能

##### 【申出期限】

休業の2週間前まで(雇用環境の整備など法を  
上回る取組を労使協定で定めている場合は1ヶ月前まで)

##### 【分割取得】

分割して2回取得可能

※初めにまとめて申し出る必要があります。

##### 【休業中の就業】

労使協定を締結している場合に限り、労働者が合  
意した範囲で休業中に就業することが可能

①労働者が就業してもよい場合は、事業主に就業可  
能日・時間帯等を申し出

②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補  
日・時間帯等を提示(候補日等がない場合はその  
旨)

③労働者が同意すれば、事業主が同意を得た旨と労  
働条件等を労働者に通知

※就業可能日数等には上限があり、

「休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分」  
(休業開始・終了予定日については、その日の所  
定労働時間未満)

とされています。

##### 【育児休業給付】

休業中の就業日数が一定水準以内(※)である場  
合は支給対象となります。

※休業の最大取得日数28日に対して就業10日  
(10日を超える場合は80時間)以内で、これ  
より短い場合は上記に比例した日数・時間数以内。

#### ◆育児休業の分割取得等

##### 【分割取得】

改正前：原則、分割は不可

→改正後：分割して2回取得可能

※取得の際にそれぞれ申出

##### 【1歳以降の延長】

改正前：育休開始日は1歳、1歳半の時点のみ

→改正後：上記に加え、配偶者の育休終了予定日の  
翌日以前の日とすることができる

##### 【1歳以降の再取得】

改正前：再取得は不可

→改正後：特別な事情がある場合に限り再取得可能



## 法改正ニュース②

### — 社会保険加入要件の一部変更 — (令和4年10月1日～)

#### ◆短時間労働者の社会保険適用対象拡大

##### \* 特定適用事業所の要件

被保険者総数(短時間労働者を除く)が  
変更前：常時500人を超える事業所

→変更後：常時100人を超える事業所

##### \* 短時間労働者の適用要件

変更前：雇用期間が1年以上見込まれること

→変更後：雇用期間が2ヶ月を超えて見込まれる  
こと(通常の被保険者と同じ)

#### ◆雇用期間が2ヶ月以内の場合における取扱い

変更前：適用除外(所定の期間を超えて引き続き雇  
用された場合はその日から社会保険加入)

→変更後：次のいずれかに該当する方は契約当初か  
ら社会保険加入

①就業規則、雇用契約書等でその契約が「更新される  
旨」、または「更新される場合がある旨」が明示さ  
れている場合

②同一事業所で同様の雇用契約に基づき雇用されて  
いる者が更新等により最初の雇用契約の期間を超  
えて雇用された実績がある場合